令和2年5月22日

お客様　各位

**新型コロナウイルス緊急事態宣言解除後の対応とお願いについて**

ひろせ税理士法人

代表社員　柴田　陽一郎

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、5月21日に新型コロナウイルスに伴う緊急事態宣言が、大阪、京都、兵庫の近畿3府県で解除されました。この状況を受けて、弊社では6月1日からの通常化に向けて整えつつも、引き続き感染防止のための取り組みを継続し、所内では、手洗いの徹底及び換気、時差出勤やテレワークを導入し、お客様をサポートして参ります。

今後もお客様の安全を最優先し、訪問、来客等お客様との面談につきまして、マスクを着用してご対応させていただきます。またご了承のもとオンライン面談（ＷＥＢ会議）、電話、メールなど、訪問以外の方法でのやり取りも継続させていただきます。

この数ヶ月 状況が変わる中でお客様にはご不便・ご迷惑をお掛けいたしましたが、引き続き感染リスクの排除および安全の確保を図り、今後もお客様に安心してご利用いただけるよう、安定したサービスを継続的に提供できる環境の確立に努めてまいります。何卒ご理解のうえご容赦賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、今回の事態で まだまだ身の回りの生活は強く影響を受けております。

早期終息を心より願っております。先ずは略儀ながら書中をもちましてお願い申し上げます。

　敬具